# 租税構成の検討

刀根 薫・小林 正彦・河藤 佳彦

## 1. 目 的

近年，税制改革についての議論がさかんに行なわれている．その理由は，日本経済が低成長期に移行して以来現行税制下で税収が伸び悩んでいるにもかかわらず，これに対する財政支出が減少しないで国債費等の義務的支出が増大する，という現状にあると考えられる．つまり，財政危機を救う重要な一手段として，税制改革が求められているのである．

しかし租税制度の改革においては，中立的立場から税に望まれる性質と，実際の税の属性との間にトレード・オフ関係が存在することが多い．たとえば，現行の個人所得税は垂直的公平性は一応考慮されているが，水平的公平性は十分に実現されているとは言えない．

このような条件の下で仮に租税制度の大幅な改革を行なおうとすれば，「誰から」「いかなる税を」「どれだけ」徴収すべきかに対する政策的検討がなされなければならない．そこで本論では，AHPの手法を用いることによって，

(1) 税制改革においては，いかなる理念が追求されるべきか．

(2) その理念に現実の政治過程における諸主体の相互作用が加わることによって，いかなる租税制度が実現されるか．

ということについて検討してみたい．

とね かおる，こばやし まさひこ，かわとう よしひこ
埼玉大学大学院 政策科学研究科
〒338 浦和市下大久保255

## 2. モデルの概要

租税体系の決定においては，2つの異なる重要な視点が求められる．1つは，中立的視点に立ち規範的基準にもとづいて決定される税体系であり，他の1つは，政治学的視点に立ち政策決定者および政治的諸主体のパワーの均衡として決定される租税体系である．

現実には両者が複雑に影響し合い，租税制度が確立するものと考えられる．そこで，本モデルには両体系を盛りこみ，租税制度の形成についての意思決定がどのような過程を経て行なわれ，これにいかなる政治的主体が影響をおよぼすかを具体的に示し，その結果として，いかなる種類の税によっていかなる重みづけがなされるかを考察したい．「重みづけ」とは租税徴収額に占める各税の割合を示したもの，とも言える．

同時に，規範的基準のみによって導かれる租税体系とはいかなるものかを示すために1つのモデルを呈示し，両モデルの結果を比較したい．よって以下では，1.規範モデル，2.現実モデル，の2つのモデルについて比較検討する．

## 3. 前 提

(1) 現行の租税制度を前提としてこれを修正するというケースを想定するのではなく，新たに租


© 日本オペレーションズ・リサーチ学会．無断複写・複製・転載を禁ず．

税制度を創造できるものとする．

(2) 国税，地方税の区別を設けず，総額のみを考察の対象とする．たとえば，徴税を統一的に行ない，その後，国と地方に配分するようなモデルを想定する．

(3) 税目の分類は，課税対象者，課税対象物，税の性格等にもとづいて行ない，すべての税目がそのいずれかに属するものとする．たとえば，一般消費税，タバコ消費税等従来の個別消費税などは，「間接税」に属する．

(4) 一対比較については，個々の政治的主体の意思を実際に調査することは困難であるので，モデル作成者が極力各主体の立場に立ってその判断を推測する方法をとった．

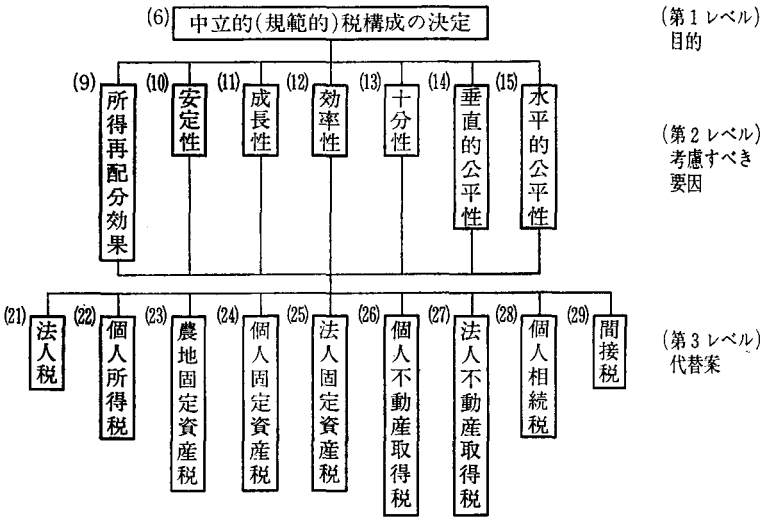


**図 1** モデル 1〈規範モデル〉
注） 各項目の添番号は，モデル 2 と共通のものを使用する

## 4. モデルの構造

**モデル 1 —規範モデル**（図 1）

第 1 レベル——租税制度の満たすべき原則（租税原則）について中立的立場からの重みづけを行なう．

第 2 レベル——各原則を満たすためには，いかなる具体的税が望ましいかについて比較する．

**モデル 2 —現実モデル**（図 2）

第 2 レベル——租税制度に関する基本政策に影響をおよぼしうる主体について，その影響力の大きさを比較する．大蔵省は政府という意思主体を代表し，野党は国会における与党以外の意思主体を総体的に指す．

第 3 レベル——このレベルの判断基準は，大きく 2 つに分けられる．一方は非政治的立場に立つとき，考慮すべき租税基準に対する評価である．他方は政治的立場に立つとき主体が考慮すべき評価基準であり，具体的には，どの社会階層に配慮しなければならないかの判断である．

第 4 レベル——第 3 レベルの 2 つの判断基準の各要素について，具体的にどの税目が選好されるかを検討する．

〈補足〉

(1) モデル 1 は，モデル 2 の下部構造の一部を構成しているものと考えることができる．

(2) モデル 2 の第 4 レベルにおける社会階層（被課税主体）に出てくるウエイトは当該階層の政治的重要度であり，税負担の比率ではない．したがって，第 4 レベルにおける決定は，当該階層が是とする税目のウエイトを意味する．

(3) 一対比較は紙面の都合上，一部分を表 1 ～ 8 に示した．（一対比較の行列はモデル 1 と 2 に共通のものもある．）詳細については，［9］を参照されたい．

〈モデル 2 に関する補足〉

項目（2）：大蔵省の利益とは，行政活動を実効ならしめるために，適切な租税制度を実現することである．

項目（9）：所得再配分効果とは，異なる所得階層間における再配分効果である．


© 日本オペレーションズ・リサーチ学会．無断複写・複製・転載を禁ず．

項目(10)：安定性とは，経済的変動に対する税収の安定性のことである．たとえば，財産に対する税は，所得に対する税より一般に安定的である．

項目(11)：成長性とは，租税制度の変更を行なわなくても，経済の成長にともない税収が増大する性質をいう．

項目(12)：効率性とは，徴税の行ないやすさである．

項目(13)：十分性とは，財政需要にみあった十分な税収が得られることである．

項目(14)：垂直的公平性とは，異なる負担能力をも

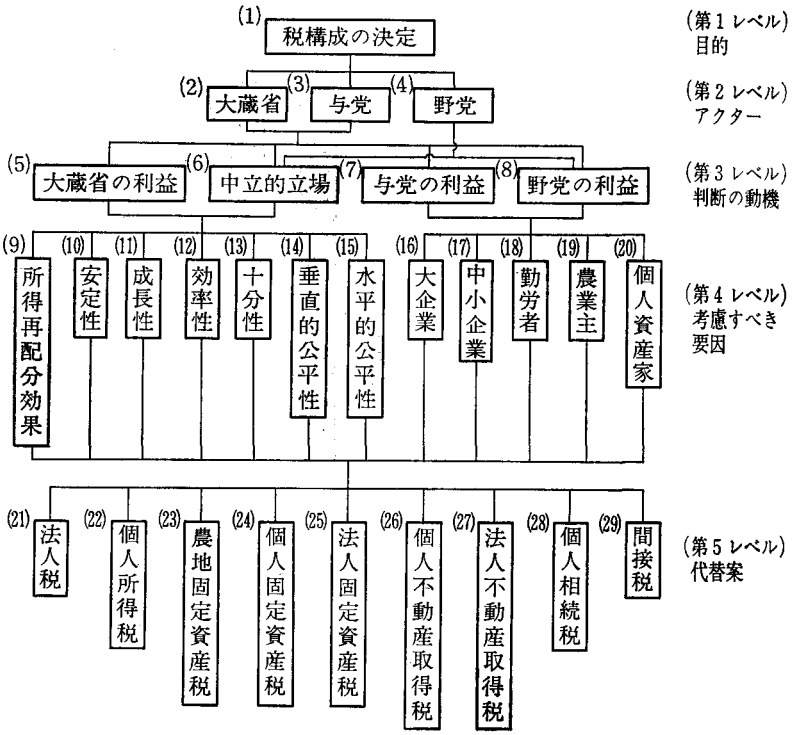


**図 2** モデル 2〈現実モデル〉

**表 1**

| (1) 税構成の決定 | 大蔵省 | 与党 | 野党 | 重要度 |
|---|---|---|---|---|
| 大蔵省 | 1 | 1/3 | 5 | 0.279 |
| 与党 | | 1 | 7 | 0.649 |
| 野党 | | | 1 | 0.072 |

C.I=0.032

**表 2**

| (2) 大蔵省 | 大蔵省 | 中立的 | 与党 | 野党 | 重要性 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大蔵省 | 1 | 3 | 1/3 | 7 | 0.270 |
| 中立的立場 | | 1 | 1/5 | 5 | 0.129 |
| 与党の利益 | | | 1 | 8 | 0.559 |
| 野党の利益 | | | | 1 | 0.042 |

C.I=0.067

**表 3**

| (3) 与党 | 大蔵省 | 中立的 | 与党 | 野党 | 重要性 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大蔵省の利益 | 1 | 1 | 1/7 | 1 | 0.105 |
| 中立的立場 | | 1 | 1/5 | 1 | 0.114 |
| 与党の利益 | | | 1 | 7 | 0.676 |
| 野党の利益 | | | | 1 | 0.105 |

C.I=0.005

**表 4**

| (4) 野党 | 中立的 | 野党 | 重要性 |
|---|---|---|---|
| 中立的立場 | 1 | 1/7 | 0.125 |
| 野党の利益 | | 1 | 0.875 |


© 日本オペレーションズ・リサーチ学会．無断複写・複製・転載を禁ず．

**表 5**

| (5) 大蔵省の利益 | 所得再配分効果 | 安定性 | 成長性 | 効率性 | 十分性 | 垂直的公平性 | 水平的公平性 | 重要度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得再配分効果 | 1 | 1/8 | 1/6 | 1/7 | 1/9 | 1/3 | 1/3 | 0.023 |
| 安定性 | | 1 | 3 | 3 | 1/2 | 3 | 3 | 0.225 |
| 成長性 | | | 1 | 1/2 | 1/4 | 2 | 2 | 0.097 |
| 効率性 | | | | 1 | 1/5 | 3 | 3 | 0.136 |
| 十分性 | | | | | 1 | 7 | 7 | 0.400 |
| 垂直的公平性 | | | | | | 1 | 3 | 0.069 |
| 水平的公平性 | | | | | | | 1 | 0.050 |

C.I=0.066

**表 6**

| (6) 中立的立場 | 所得再配分効果 | 安定性 | 成長性 | 効率性 | 十分性 | 垂直的公平性 | 水平的公平性 | 重要度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得再配分効果 | 1 | 1/7 | 1/7 | 1/7 | 1/7 | 1/5 | 1/5 | 0.026 |
| 安定性 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.165 |
| 成長性 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.165 |
| 効率性 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 0.165 |
| 十分性 | | | | | 1 | 1 | 1 | 0.165 |
| 垂直的公平性 | | | | | | 1 | 1 | 0.157 |
| 水平的公平性 | | | | | | | 1 | 0.157 |

C.I=0.003

**表 7**

| (7) 与党の利益 | 大企業 | 中小企業 | 勤労者 | 農業主 | 個人資産家 | 重要度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大企業 | 1 | 3 | 3 | 1 | 3 | 0.333 |
| 中小企業 | | 1 | 1 | 1/3 | 1 | 0.111 |
| 勤労者 | | | 1 | 1/3 | 1 | 0.111 |
| 農業主 | | | | 1 | 3 | 0.333 |
| 個人資産家 | | | | | 1 | 0.111 |

C.I=0.00

**表 8**

| (8) 野党の利益 | 大企業 | 中小企業 | 勤労者 | 農業主 | 個人資産家 | 重要度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大企業 | 1 | 1/5 | 1/7 | 1 | 1 | 0.059 |
| 中小企業 | | 1 | 1/3 | 7 | 8 | 0.311 |
| 勤労者 | | | 1 | 7 | 8 | 0.519 |
| 農業主 | | | | 1 | 1/2 | 0.049 |
| 個人資産家 | | | | | 1 | 0.062 |

C.I=0.053

**表 9** モデルの総合ウエイト

| | 項目 | ウエイト |
|---|---|---|
| 第2レベル | 所得再配分効果 | 0.026 |
| | 安定性 | 0.165 |
| | 成長性 | 0.165 |
| | 効率性 | 0.165 |
| | 十分性 | 0.165 |
| | 垂直的公平性 | 0.157 |
| | 水平的公平性 | 0.157 |
| 第3レベル | 法人税 | 0.134 |
| | 個人所得税 | 0.149 |
| | 農地固定資産税 | 0.088 |
| | 個人固定資産税 | 0.089 |
| | 法人固定資産税 | 0.091 |
| | 個人不動産取得税 | 0.057 |
| | 法人不動産取得税 | 0.055 |
| | 個人相続税 | 0.093 |
| | 間接税 | 0.244 |

**表 10** モデル2の総合ウエイト

| | 項目 | ウエイト | | 項目 | ウエイト |
|---|---|---|---|---|---|
| 第2レベル | 大蔵省 | 0.279 | 第4レベル | 大企業 | 0.207 |
| | 与党 | 0.649 | | 中小企業 | 0.110 |
| | 野党 | 0.072 | | 勤労者 | 0.140 |
| 第3レベル | 大蔵省の利益 | 0.143 | | 農業主 | 0.205 |
| | 中立的立場 | 0.119 | | 個人資産家 | 0.075 |
| | 与党の利益 | 0.595 | 第5レベル | 法人税 | 0.125 |
| | 野党の利益 | 0.143 | | 個人所得税 | 0.104 |
| 第4レベル | 所得再配分効果 | 0.006 | | 農地固定資産税 | 0.154 |
| | 安定性 | 0.052 | | 個人固定資産税 | 0.094 |
| | 成長性 | 0.034 | | 法人固定資産税 | 0.114 |
| | 効率性 | 0.039 | | 個人不動産取得税 | 0.089 |
| | 十分性 | 0.077 | | 法人不動産取得税 | 0.107 |
| | 垂直的公平性 | 0.029 | | 個人相続税 | 0.092 |
| | 水平的公平性 | 0.026 | | 間接税 | 0.121 |


© 日本オペレーションズ・リサーチ学会. 無断複写・複製・転載を禁ず.

表 11

| 税区分 | 税　目 | ウエイト | ウエイト計 |
|---|---|---|---|
| 所得税的税 | 法人税 | 0.134 | |
| | 個人所得税 | 0.149 | 0.376 |
| | 相続税 | 0.093 | |
| 財産税的税 | 農地固定資産税 | 0.088 | |
| | 個人固定資産税 | 0.089 | |
| | 法人固定資産税 | 0.091 | 0.380 |
| | 個人不動産取得税 | 0.057 | |
| | 法人不動産取得税 | 0.055 | |
| 消費税的税 | 間接税 | 0.244 | 0.244 |

つ者は，その能力に応じた異なる税負担をすることである．

項目(15)：水平的公平性とは，同一の税負担能力をもつ者は，同一の税負担をすることである．

## 5. 結果と考察

両モデルの総合ウエイトは，表9，10に示すように得られた．以下で2つのモデルの結果を考察する．

〈モデル1について〉

(1) 第1レベルの判断においては，所得再配分効果を除き，等しく重要であるとの結論を得た．所得再配分効果は，租税制度以外の政策によっても実現可能であるという点で，税についての他の性格とは若干異なる面を有している，と考えられる．

(2) 結果としての政策代替案(税目)によれば，間接税がウエイト最大の税目となっており，ついで個人所得税，法人税の順となっている．

一般に間接税は，垂直的公平性に反するという議論があるが，中立的立場に立ち，すべての原則を総合的に考慮した場合は，最も重視すべき税目であることになる．

(3) 所得税区分，財産税的税区分，消費税的税区分という観点から3区分に分けると，表11の結果が得られる．この結果より，各税区分からバランスよく徴税することが望ましい，ということがわかる．

表 12

| 税区分 | 税　目 | ウエイト | ウエイト計 |
|---|---|---|---|
| 所得税的税 | 法人税 | 0.125 | |
| | 個人所得税 | 0.104 | 0.321 |
| | 相続税 | 0.093 | |
| 財産税的税 | 農地固定資産税 | 0.154 | |
| | 個人固定資産税 | 0.094 | |
| | 法人固定資産税 | 0.114 | 0.558 |
| | 個人不動産取得税 | 0.089 | |
| | 法人不動産取得税 | 0.107 | |
| 消費税的税 | 間接税 | 0.121 | 0.120 |

表 13　(単位：億円)

| | 国・地方税収合計（昭和57年度） | |
|---|---|---|
| 税 区 分 | 金　額 | 構 成 比 |
| 所得税的税 | 333,928 | 0.659 |
| 財産税的税 | 62,355 | 0.123 |
| 消費税的税 | 110,078 | 0.217 |
| 合　計 | 506,361 | 1.000 |

［7］より作成．

〈モデル2について〉

(1) 第1レベルでは，与党の重みが大きくなっている．これは前提で述べたように，政治的ウエイトが強く影響する結果である．

第2レベルにおいては，

(2) 4つの項目のうち重みづけが最大のものは「与党の利益」であり，これは，第1レベルにおける「与党」のウエイト（約0.65）に比べれば幾分低くなってはいるものの，なお0.5以上となっている．

(3) 第3レベルの非政治的評価においては，「十分性」と「安定性」が特に大きな重みづけとなっている．これは，財政需要を十分に，しかも安定的に満たしたいという大蔵省の意向を強く反映している．

(4) 第3レベルの政治的判断においては，大企業と農業主の重みが大きい．これは，当該階級の


© 日本オペレーションズ・リサーチ学会．無断複写・複製・転載を禁ず．

与党への支持体質を強く反映している．

(5) 政策代替案レベルにおいて，所得税的税区分，財産税的税区分，消費税的税区分という観点から分類すると，表12のような結果となる．

これをみると，所得税的税区分，消費税的税区分に比べて財産税的税区分にかなり大きなウエイトが置かれる結果となっている．これは一般に財産よりも所得の方が日常生活に密着して感じられるため，所得に対する税を避けたいという認識を人々がもっていることを反映している．

〈項目の独立性について〉

税目の選択に当り，類似の項目を他の項目と並列して政策代替案とすることは，独立性の観点から問題を生ずるのでここでは採用できない．たとえば間接税の代りに，一般消費税，付加価値税，取引高税等を並列的に税目として列挙することは適当ではない．独立性と従属性について詳しくは［1］の第Ⅳ部の3を参照のこと．

## 6. 結　論

(1) すでに指摘したように，規範モデルにおいては，所得，財産，消費に対しバランスよく課税すべきである，という結論を得たが，現実の日本においては，規範的モデルとはきわめて隔たった租税体系が形成されている．（表11，表13を比較参照）

(2) 日本の税構成の現実とモデル2（現実モデル）の結果を比較すると，いちじるしく相違していることがわかる．（表12，表13を比較参照）

現在の租税制度は，戦後のシャウプ勧告においてその骨格が定められ，その後数々の部分的修正が加えられたものの，その基本的性格はほとんど変化していない．本モデルは，現在の社会的条件の下で新たに租税制度を創造するならばどのようなものが実現するかを考察したものであるから，その相違は止むを得ないと考えられる．

(3) 前項に関連して，日本の現行の租税制度は必ずしも純粋な国内の政治過程の産物として生み出されたものではない（シャウプ勧告の影響力，ひいてはＧＨＱの影響力が強かった）．これに対して，欧米諸国については，同様の考察にもとづくモデルと現実の差異は，その国の現在の政治過程のみが反映された場合の租税制度と，純粋に当該国のみの政治過程の歴史の中で形成されてきた現実の租税制度との差異であり，その差異の分析は，日本のケースよりもさらに興味深いものとなろう．

### 参 考 文 献


［1］刀根　薫：ゲーム感覚意思決定法，日科技連出版社（1986）

［2］野口悠紀雄：公共経済学，日本評論社（1982）

［3］週刊東洋経済臨時増刊，東洋経済新報社，近代経済学シリーズNo.72（1985）

［4］季刊現代経済，日本経済新聞社，No.59（1984）

［5］エコノミスト，毎日新聞社，Vol.62，No.43（1984）

［6］本間正昭，跡田直澄，岩本康志，大竹文雄：直間比率の経済分析．経済研究，岩波書店，Vol.36，No.2（1985），97-109

［7］自治省財政課：地方財政要覧，(財)地方財務協会，1984．12，13，50-51，56

［8］自治省：地方税法(法律篇)，(財)地方財務協会，1984

［9］小林正彦，河藤佳彦：「税構成の決定」に対するＡＨＰの適用，埼玉大学大学院政策科学研究科　研究報告書（1985）


× × × × × ×


© 日本オペレーションズ・リサーチ学会．無断複写・複製・転載を禁ず．